

無電柱化の推進に関する 総務省の取組について

令和8年2月
総務省総合通信基盤局
基盤整備促進課

新設電柱（NTT柱）の調査結果

- 令和6年度の電柱数は、約▲7千本。
 - ・ 各四半期でも減少。
 - ・ 支障移転等の機会に合わせて電柱数が減少。

	新設		撤去	合計
	開通申込	支障移転等	支障移転等	減
令和5年度	18,494	71,011	100,103	▲10,598
令和6年度	18,879	72,078	98,237	▲7,280
第1四半期	4,410	16,075	22,996	▲2,511
第2四半期	5,149	18,237	24,591	▲1,205
第3四半期	4,556	16,327	22,375	▲1,492
第4四半期	4,764	21,439	28,275	▲2,072
(参考) 対前年比較	385	1,067	▲1,866	3,318

高度無線環境整備推進事業

- 5G・IoT等の高度無線環境の実現に向けて、条件不利地域において、電気通信事業者(地方公共団体等を含む。)が高速・大容量無線通信の前提となる光ファイバ等を整備する場合や、地方公共団体が所有する公設設備について、民間事業者や第3セクターへ譲渡した上で高度化(5G対応等)を図る場合等に、その費用の一部を補助する。
- また、離島地域において地方公共団体が光ファイバ等を維持管理する経費に関して、その一部を補助する。

- ア 事業主体: 直接補助事業者: 自治体、第3セクター、一般社団法人等、間接補助事業者: 民間事業者
- イ 対象地域: 地理的に条件不利な地域(過疎地、辺地、離島、半島、山村、特定農山村、豪雪地帯)
- ウ 補助対象: 伝送路設備、局舎(局舎内設備を含む。)等
- エ 負担割合:

(自治体の場合)

【離島】*

国(※1)(※3) 4/5	自治体 1/5
------------------	------------

* 光ファイバ等の維持管理補助は、収支赤字の1/2(令和8年度まで)

【その他の条件不利地域】

国(※1)(※2)(※3) 1/2	自治体 1/2
----------------------	------------

(第3セクター・民間事業者の場合)

【離島】

国(※1)(※4)(※5) 4/5	3セク・民間 1/5
----------------------	---------------

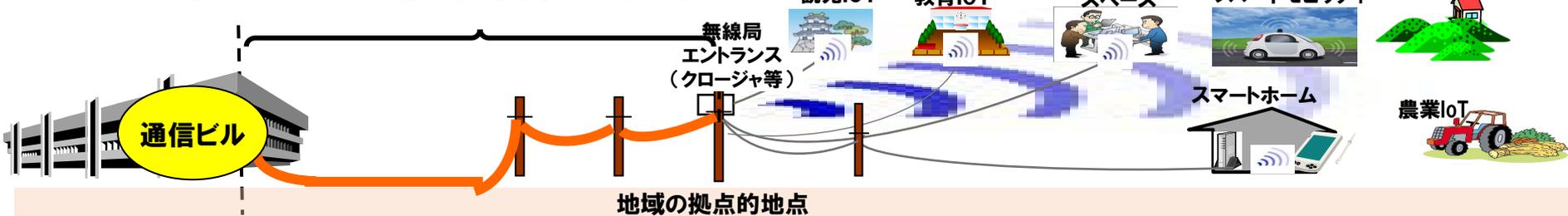
【その他の条件不利地域】

国(※1)(※6) 3/4	3セク・民間 1/4
------------------	---------------

⇒地中化を伴う新規整備の場合、補助率をかさ上げ

イメージ図

高速・大容量無線通信の前提となる光ファイバ(伝送路)



・自治体を実施する新規整備事業については、令和8年7月までの申請を受付

令和8年度当初予算(案) 30.0億円 (令和7年度補正予算 32.1億円)の内数